

事例番号:320096

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 1 日

8:00 破水にて入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 2 日

3:00 台 体温 38.6℃

3:40 血液検査で炎症所見あり

6:00 陣痛開始

7:40 有効陣痛ではないためオキシトシン注射液による陣痛促進開始

13:31 微弱陣痛、胎児機能不全のため鉗子分娩により児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 2 日

(2) 出生時体重:2700g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.21、BE -8.8mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 生後 29 分の血液検査で CRP 2.8mg/dL

脳室内出血、硬膜下血腫の診断

(7) 頭部画像所見:

出生当日 頭部 CT において、脳浮腫と両側側脳室内に出血を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 3 名、小児科医 1 名

看護スタッフ:助産師 4 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因を特定することは困難であるが頭蓋内出血の可能性を否定できない。
- (2) 頭蓋内出血の原因は不明である。
- (3) 子宮内感染が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 40 週 1 日、破水診断後の入院中の管理(羊水混濁の有無を確認、内診、内服による抗菌薬の投与、分娩監視装置を装着)は一般的である。
- (2) 妊娠 40 週 2 日の母体発熱後の対応(パイトリソンの測定、血液検査)は一般的である。しかし、その後分娩監視装置を終了したこと、およびその 3 時間 29 分後に分娩監視装置を再装着したことは基準から逸脱している。
- (3) 妊娠 40 週 2 日 7 時 40 分有効陣痛ではないことから、分娩監視装置にて児の健常性を確認し、文書による同意を得て子宮収縮薬を投与したことは一般的である。
- (4) 子宮収縮薬(オキシトシン注射液)の投与方法(開始時投与量、増量法)および投与中の分娩監視装置による監視方法は、いずれも基準内である。
- (5) 子宮口全開大、児頭の位置が Sp+3cm で、微弱陣痛および胎児機能不全にて

鉗子分娩(牽引1回)を行ったことは一般的であるが、児頭の回旋についての記載がないことは一般的ではない。

3) 新生児経過

- (1) 出生直後の新生児蘇生(バッグ・マスクおよびチューブ・バッグによる人工呼吸、気管挿管)および重症新生児仮死のため小児科医の応援を要請したことは、いずれも一般的である。
- (2) 重症新生児仮死のため高次医療機関 NICU へ新生児搬送としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 完全破水後、母体発熱が認められる分娩の際は、分娩監視装置による連続的モニタリングを行うことが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、38℃以上の母体発熱中は、連続モニタリングを行うことが推奨されている。

- (2) 鉗子分娩を施行する際は、鉗子分娩の適応と要約について診療録に記載すべきである。

【解説】本事例では鉗子分娩施行時に、適応(微弱陣痛、胎児機能不全)および要約の一部(児頭の高さ、子宮口の開大、牽引回数)が記載されていたが、児頭の回旋および矢状縫合径と母体前後径のなす角度の記載がなかった。観察事項や妊産婦に対して行われた処置は詳細を記載することが重要である。

- (3) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また重症新生児仮死が認められた場合には、原因の解明に寄与することがある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内

で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。